⑶　本協定案
　本特別清算手続において清算会社が提示する協定案をいう。
⑷　基準日
　清算会社が支払停止となった平成21年３月25日をいう。
⑸　担保付債権
　協定債権のうち、清算会社が所有する不動産、養殖魚又はその他の資産について、協定債権を被担保債権として担保権の設定を受けた債権であり、当該担保権で保全された範囲のものをいう。なお、担保権の目的物たる資産を売却処分し、当該売却代金を清算会社名義で銀行に預金した上、同預金に設定した質権に担保変換したものも含む。
⑹　担保権者
　担保付債権を有する債権者をいう。
⑺　不足額
　担保付債権のうち、担保権の行使により弁済を受けることができない債権の額をいう。
⑻　共益的債権
　基準日（同日を含む。）以降の原因によって生じた債権で、清算会社が清算結了するまでに要する共益目的の費用をいう。
⑼　優先債権
　清算会社に対して、国税徴収法又はその例により徴収することのできる債権及び一般の先取特権その他一般の優先権がある債権をいう。
⑽　一般債権
　協定債権のうち、担保付債権、共益的債権及び優先債権に該当しない債権をいう。
⑾　スクレッティング
　協定債権者の一人であるスクレッティング株式会社をいう。
⑿　換価終了日
　担保付債権について不足額が確定し、かつ、すべての積極財産が換価回収又は放棄された日をいう。
⒀　第２回弁済原資
　換価終了日における清算会社の残余財産総額から同日における未払の共益的債権の額（その後に要する弁済費用・清算費用等の予想額を含む。）及び未払の優先債権の合計額を控除した残高をいう。

２　弁済に関する通則的事項
⑴　弁済の場所
　本協定案に定める弁済は、原則として、協定債権者の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。この場合、振込手数料は清算会社の負担とする。なお、協定債権者が弁済期日の前日までに銀行口座の指定をしないときは、清算人代理弁護士の所属する弁護士法人京阪藤和法律事務所大阪事務所（大阪市中央区北浜３丁目２番12号北浜永和ビル５階）においてこれを行うものとし、この弁済を受けるに要する交通費等の諸費用は協定債権者の負担とする。
⑵　弁済額の算出における端数の処理
　本協定案に基づき協定債権に対する弁済額を算出する際に生ずる１円未満の端数は切り捨てる。
⑶　反対債権がある場合の処理
　清算会社が、協定債権者に対して本協定案の定めに従って弁済する際に、当該協定債権者に対して相殺適状にある反対債権を有するときは、これを控除して弁済することができる。
⑷　協定債権移転の場合の処理
　基準日（同日を含む。）以降に協定債権について譲渡等の移転があった場合、当該移転前の協定債権について本協定案の権利変更及び弁済方法の定めを適用し、これによって権利変更された後の金額を、移転後の協定債権の各帰属先に対して、移転した債権の額に按分してそれぞれ弁済する。

第２　共益的債権及び優先債権の取扱い
　共益的債権及び優先債権は随時、全額を弁済する。

第３　担保付債権の取扱い
１　担保物評価の時期
　担保権の目的物となっている資産（以下「担保物」という。）は、担保権者の承諾を前提に、当該担保物を換価処分する時点の評価とする。
２　担保権に基づく優先弁済
　担保物は、これを適宜換価処分し、換価代金から当該換価手続にかかる税金・売買手数料の諸経費を差し引いたうえで、担保権の優先順位に従い、優先弁済を受けうる金額の範囲内で担保付債権の弁済に充てる。その際、協定債権者平等の観点に基づき、担保権者は処分に要した費用、元本、利息（但し基準日までに発生したものに限る。）、遅延損害金（但し基準日までに発生したものに限る。）の順に被担保債権の弁済に充てる。
３　不足額の取扱い
⑴　不足額は、第４「一般債権の取扱い」の定めによって弁済する。
⑵　全ての担保付債権の不足額が確定するまでの間に第１回弁済日が到来したときは、担保権者について暫定的に第１回弁済日における担保付債権の額に第４の「一般債権の取扱い」を適用して弁済する。但し、その後に全ての不足額が確定し、当該確定した不足額にて算出した第１回弁済額が、既に実施した第１回弁済額との間で差額が生じたときは、第２回弁済時に調整を図る。
４　担保変換―スクレッティングに適用される特則
⑴　担保資産の売却代金の預金及び質権設定による担保変換
　清算会社は、基準日以降にスクレッティングの担保権（譲渡担保権）が設定された担保資産の売却処分を行い、この売却代金から、当該担保資産の換価のために基準日以降に要した経費や税金等を控除した残額である１億0949万4524円を、担保変換のために次のとおり定期預金とし、清算会社は、スクレッティングに対し、その担保付債権を担保するため、当該預金債権の元本返還請求権に質権を設定した。当該預金は当該資産の担保権者であるスクレッティングのための弁済資金に充てることができる。
　みずほ銀行　堂島支店
　預金番号　507―6556522―0001
　預かり日　平成22年９月30日
　預け期間　１年
　金　　額　１億0940万4524円
⑵　質権設定預金の取崩し
　清算会社は、前項に定める質権設定預金を本協定の認可決定確定後１か月以内にスクレッティングに対する担保権に基づく優先弁済等に充てるために、当該質権設定預金全額を取り崩し、スクレッティングに弁済する。

第４　一般債権の取扱い
１　第１回弁済
　清算会社は、一般債権につき、以下のとおり支払う。
⑴　第１回弁済日
　本協定の認可決定が確定した日の属する月の翌々月の末日限りとする。
⑵　第１回弁済金額
ア　別紙弁済計画表記載の債権番号１ないし８の各協定債権者への弁済
①　協定債権の額が72万円以下の部分について
　100パーセントに相当する金額
②　同72万円を超える部分について
　2.6パーセントに相当する金額
③　例外措置Ⅰ～加算
　各協定債権者の有する別紙弁済計画表記載の協定債権額にて800万円を按分した額又は100万円のいずれか高い額を、上記①及び②の額に加算する。
　なお、例外措置Ⅰに基づく弁済原資を使途として、スクレッティングは清算会社に対して1117万9757円を第１回弁済期日の３週間前までに清算会社の指定する銀行口座宛に振込送金する方法にて支払う。この際の振込手数料は清算会社の負担とする。